

令和2年6月定例議会 議案概要		担当課	子育て応援課	種別	条例
議案番号	議案第69号	議案名	琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
目的	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第21号)の施行(令和2年4月1日)に伴い、所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>放課後児童クラブの指導員資格である「放課後児童支援員」は、保育士資格等を保有しているだけでなく、放課後児童支援員認定資格研修を受ける必要がある。</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行された事に伴い、県又は政令指定都市に加え、中核市の長が行う上記研修でも、上記資格を得ることができるようになった。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>放課後児童支援員の要件である放課後児童支援員認定資格研修について「都道府県知事又は指定都市(政令指定都市)の長が行う研修」に「中核市の長が実施する研修」を追加する。</p> <p>(参考)中国地方の中核市 鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市</p>				
補足事項	施行日 公布の日				